

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
行政書局
文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

本 庁
出 先 機 関

北海道文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和3年9月28日

北海道知事 鈴木直道

北海道文書管理規程の一部を改正する訓令

北海道文書管理規程（平成10年北海道訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第6条第2号中「及び発送」を「、発送及び送信」に改め、同条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

（6）取扱注意文書の誤送付の防止に関すること。

第64条の次に次の1条を加える。

（取扱注意文書の発送等）

第64条の2 取扱注意文書の発送及び送信は、発送先又は送信先及び発送又は送信をしようとする文書に誤りがないことを複数の職員により確認した後でなければ、してはならない。

附 則

この訓令は、令和3年10月1日から施行する。

告 示

北海道告示第630号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和3年9月28日

北海道知事 鈴木直道

- 落札に係る特定役務の名称及び数量
閉域モバイル端末内線連携システム整備業務
- 落札を決定した日
令和3年8月27日
- 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 富士通Japan株式会社
(2) 住 所 東京都港区東新橋一丁目5番2号
- 落札金額
379,280,000円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告

目 次 ページ

訓 令

○北海道文書管理規程の一部を改正する訓令……………（文書課） 86

告 示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……………（情報政策課） 86

○令和3年度鳥獣保護区の更新……………（自然環境課） 87

○令和3年度鳥獣保護区特別保護地区の指定……………（自然環境課） 90

○令和3年度特定猟具使用禁止区域の指定……………（自然環境課） 91

○土地改良区の役員の就任及び退任の届出……………（農業施設管理課） 91

○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の認可……………（農業施設管理課） 92

○土地改良区連合の役員の就任及び退任の届出……………（農業施設管理課） 92

○土砂災害警戒区域の指定……………（維持管理防災課） 92

○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………（維持管理防災課） 92

公 表

○北海道人事行政の運営等の状況……………（人事課） 93

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示…………… 93

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る入札の公告…………… 93

○特定調達契約に係る落札者等の公示（2件）…………… 94

○特定調達契約に係る入札の公告…………… 95

道公安委員会規則

○北海道警察国有物品管理規則の一部を改正する規則…………… 96

道警察本部告示

○交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の一部改正…………… 98

○特定調達契約に係る落札者等の公示…………… 98

訓 令

北海道訓令第10号

令和3年7月16日付け北海道告示第506号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道総合政策部次世代社会戦略局情報政策課
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第631号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項の規定により、次の鳥獣保護区を更新した。

その区域を表示した図面は、北海道環境生活部環境局自然環境課及び所在地を所管する総合振興局又は振興局の保健環境部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。

令和3年9月28日

北海道知事 鈴木直道

- 1(1) 名 称 東明鳥獣保護区
- (2) 区 域 次のとおり
- (3) 存続期間 令和3年10月1日から令和13年9月30日まで（10年間）
- (4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分
身近な鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

東明鳥獣保護区は、美唄市東明町に所在する三角山を稜線とする南西面に急斜する用地と隣接する東明公園を含む一帯の地域で、カラマツの人工林や、ミズナラ、イタヤカエデ、カンバ類等の天然林がある針広混交林で、公園内には、エゾヤマザクラ、ナナカマド、シラカバ等が植栽整備され、アカゲラ、ヤマガラ、ゴジュウカラ等の鳥獣が生息している。

また、住民の自然観察の場や憩いの場として親しまれており、昭和46年に道指定鳥獣保護区に指定している。

現在の存続期間の満了に当たり、鳥獣保護区を更新し、鳥獣の保護を図るとともに、自然のふれあいや環境教育の場を確保する。

ウ 管理方針
次のとおり

- 2(1) 名 称 平取鳥獣保護区
- (2) 区 域 次のとおり
- (3) 存続期間 令和3年10月1日から令和13年9月30日まで（10年間）
- (4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

平取鳥獣保護区は、平取町本町市街地の北東部に隣接し、地形は比較的起伏に富み、区域の西側をオバウシナイ川が流れ、一級河川沙流川に注いでいる。

区域の東側は、カシワ、シラカバ、ミズナラ、サクラ等の広葉樹を主体とした天然林であるが、西側は生活環境保全整備事業によって整備され鳥獣の観察に適しているほか、ナナカマド、エゾノコリンゴ等の食餌木の植栽も行われている。

また、区域内に北海道が指定した「義経神社の栗」記念保護樹木がある。

住民の自然観察の場として親しまれており、昭和56年に道指定鳥獣保護区に指定している。

現在の存続期間の満了に当たり、鳥獣保護区の指定を更新し、鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや環境教育の場を確保する。

ウ 管理方針

次のとおり

- 3(1) 名 称 赤心の森鳥獣保護区
- (2) 区 域 次のとおり
- (3) 存続期間 令和3年10月1日から令和13年9月30日まで（10年間）
- (4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分
身近な鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

赤心の森鳥獣保護区は、浦河町荻伏町市街地から北東約11km、新ひだか町との町界に位置し、区域のほぼ中心には以前に農業用水として利用された沼があるほか、区域から東約2.5kmに元浦川が流れている。

小型鳥類の生息状況は良好であり、初冬には区域内の沼にカモ類が飛来している。

また、全域が環境林整備事業によって整備され、エゾヤマザクラを主体とした植栽が行われており、区域の外周と沼を中心として散策路が設置されている。

住民の自然観察の場として親しまれており、平成3年に道指定鳥獣保護区に指定している。

現在の存続期間の満了に当たり、鳥獣保護区の指定を更新し、鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや環境教育の場を確保する。

ウ 管理方針

次のとおり

- 4(1) 名 称 戸切地鳥獣保護区
- (2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 令和3年10月1日から令和23年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

戸切地鳥獣保護区は、J R北海道函館本線新函館北斗駅の南西約5kmに位置し、函館湾に注ぎ込む戸切地川源流部一帯を占め、北東部は水源涵養保安林に指定されている。

区域一帯は、ブナ・ミズナラを主体とした天然広葉樹林が多く残っていることから、美林と評されており、道自然景観保護地区に指定されている。

区域内の中央付近にはダムによる人工湖が形成され水量が豊かで、周辺自然環境も保たれていることから、鳥獣の生息環境として良好である。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

5(1) 名 称 北檜山鳥獣保護区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 令和3年10月1日から令和13年9月30日まで（10年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

北檜山鳥獣保護区は、久遠郡せたな町北檜山市街地から南西約2km、後志利別川と太櫓川の間、国有林野に位置し、ブナ、ミズナラ、イタヤカエデ、シナノキ等からなる広葉樹の天然林を主とし、トドマツ、カラマツ等の人工林が混交する標高約50mから140mの概ね緩傾斜な丘陵地である。コゲラ、シジュウカラ、ハシブトガラ等の森林性の鳥獣の生息環境として好適であり、野生鳥獣の保護を図るため、昭和56年に道指定鳥獣保護区に指定している。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

6(1) 名 称 貝取澗川鳥獣保護区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 令和3年10月1日から令和13年9月30日まで（10年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

貝取澗川鳥獣保護区は、久遠郡せたな町大成市街から南東約8kmに位置する標高約10mから570mに及ぶ国有林で、区域の中央を東西に貝取澗川が流れるほか、多くの沢が入り組んだ変化に富んだ地形である。ブナを主体とし、ミズナラ、イタヤカエデ等の多様性に富む優れた広葉樹林を主体とし、オオタカ、オオルリ、カワガラス等の森林性の鳥獣の生息環境として好適であり、野生鳥獣の保護を図るため、昭和56年に道指定鳥獣保護区に指定している。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

7(1) 名 称 上丸鳥獣保護区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 令和3年10月1日から令和13年9月30日まで（10年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

上丸鳥獣保護区は、J R北海道石北本線丸瀬布駅から西約18kmに位置し、標高1,306.5mの北見富士を最高峰とする標高500m前後の山稜地である。ミズナラ、イタヤカエデ、シナノキ、ハルニレ等を主体とし、一部トドマツを含む針広混交の天然林からなり、フクロウ、ウグイス、エナガ等の森林性の鳥獣の生息環境として好適であり、野生鳥獣の保護を図るため、昭和56年に道指定鳥獣保護区に指定している。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

8(1) 名 称 トエトコ鳥獣保護区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 令和3年10月1日から令和13年9月30日まで（10年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分
森林鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

トエトコ鳥獣保護区は、湧別町本町から東約6kmに位置しており、北側はオホーツク海、南側はサロマ湖に挟まれている。イタヤカエデ、ヤチダモ、カシワ、ミズナラ、シラカバ、シナノキ等の落葉広葉樹の天然林からなり、一部にはヨシクラス群落が発達した平坦地である。また、網走国定公園区域に含まれている。フクロウ、アカゲラ、ウグイス等の森林性の鳥獣の生息環境として好適であり、野生鳥獣の保護を図るため、昭和56年に道指定鳥獣保護区に指定している。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針
次のとおり

- 9(1) 名 称 牡蠣島鳥獣保護区
(2) 区 域 次のとおり
(3) 存続期間 令和3年10月1日から令和13年9月30日まで（10年間）
(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分
森林鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

牡蠣島鳥獣保護区は、北見市常呂町中心部から西約8.5kmに位置しており、西側にサロマ湖を臨む、イタヤカエデ、ヤチダモ、カシワ、ミズナラ等の落葉広葉樹の天然林からなる平坦地である。また、網走国定公園区域に含まれている。フクロウ、アカゲラ、ウグイス等の森林性の鳥獣の生息環境として好適であり、野生鳥獣の保護を図るため、昭和56年に道指定鳥獣保護区に指定している。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針
次のとおり

- 10(1) 名 称 チミケップ湖鳥獣保護区
(2) 区 域 次のとおり
(3) 存続期間 令和3年10月1日から令和23年9月30日まで（20年間）
(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分
森林鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

チミケップ湖鳥獣保護区は、網走川水系チミケップ川上流部に位置しており、トドマツ、エゾマツ、シラカバ等の針広混交の天然林からなる原始境の趣が色濃い場所である。区域の中心には周囲7.5kmの堰止湖であるチミケップ湖を含む。アカゲラ、フクロウ、シジュウカラ等の森林性の鳥獣の生息環境として好適であり、野生鳥獣の保護を図るため、昭和37年に道指定鳥獣保護区に指定している。

また、昭和48年には区域の一部が野鳥公園として指定されている。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針
次のとおり

- 11(1) 名 称 国見山鳥獣保護区
(2) 区 域 次のとおり
(3) 存続期間 令和3年10月1日から令和13年9月30日まで（10年間）
(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分
身近な鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

国見山鳥獣保護区は、J R北海道根室本線柏林台駅から北西約4kmに位置しており、標高100m前後の段丘地である。ナラ類やカシワ類の天然広葉樹及びトドマツやカラマツ等の人工針葉樹からなる針広混交林であり、ハシブトガラ、シジュウカラ等の森林性の鳥獣が生息している。また、住民の自然観察の場として親しまれており、昭和56年に道指定鳥獣保護区に指定している。

現在の存続期間の満了に当たり、鳥獣保護区の指定を更新し、鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや環境教育の場を確保する。

ウ 管理方針
次のとおり

- 12(1) 名 称 宮の森鳥獣保護区
(2) 区 域 次のとおり
(3) 存続期間 令和3年10月1日から令和13年9月30日まで（10年間）
(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分
身近な鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

宮の森鳥獣保護区は、陸別町役場から北約0.3kmに位置しており、急傾斜地を含み

起伏をなす丘状である。ナラ類やカンバ類の天然広葉樹とトドマツやカラマツ等の人工針葉樹からなる針広混交林で、コゲラ、シジュウカラ、ゴジュウカラ等の森林性の鳥獣が生息している。住民の自然観察の場として親しまれており、昭和56年に道指定鳥獣保護区に指定している。また、林野庁から「宮の森風景林」に指定されている。

現在の存続期間の満了に当たり、鳥獣保護区の指定を更新し、鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや環境教育の場を確保する。

ウ 管理方針

次のとおり

13(1) 名 称 東山鳥獣保護区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 令和3年10月1日から令和13年9月30日まで（10年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

東山鳥獣保護区は、J R北海道根室本線浦幌駅から東北東約2kmに位置する、起伏をなす緩傾斜地形である。ナラ類、シナ類、タモ類等の天然広葉樹及びカラマツ、トドマツ、アカエゾマツ等の人工針葉樹等からなる針広混交林であり、アカゲラ、エゾリス等の森林性の鳥獣が生息している。周辺には、浦幌森林公園（キャンプ場、散策路等）、野球場等が隣接し、広く地域住民等の利用に供されている。また、住民の自然観察の場として親しまれており、昭和56年に道指定鳥獣保護区に指定している。

現在の存続期間の満了に当たり、鳥獣保護区の指定を更新し、鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや環境教育の場を確保する。

ウ 管理方針

次のとおり

14(1) 名 称 狩勝鳥獣保護区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 令和3年10月1日から令和13年9月30日まで（10年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

狩勝鳥獣保護区は、J R北海道根室本線新得駅から北北東約10kmに位置しており、起伏をなす緩傾斜地形である。ナラ類やカンバ類の天然広葉樹及びトドマツやカラマツ等の人工針葉樹からなる針広混交林であり、アカゲラ、シジュウカラ、ハシブトガ

ラ等の森林性の鳥獣が生息している。また、住民の自然観察の場として親しまれており、昭和56年に道指定鳥獣保護区に指定している。

現在の存続期間の満了に当たり、鳥獣保護区の指定を更新し、鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや環境教育の場を確保する。

ウ 管理方針

次のとおり

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を北海道環境生活部環境局自然環境課及び所在地を所管する総合振興局又は振興局の保健環境部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第632号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、次の特別保護地区を指定した。

その区域を表示した図面は、北海道環境生活部環境局自然環境課及び所在地を所管する振興局の保健環境部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。

令和3年9月28日

北海道知事 鈴木直道

1 名 称 北檜山鳥獣保護区北檜山特別保護地区

2 区 域 次のとおり

3 存続期間 令和3年10月1日から令和13年9月30日まで（10年間）

4 保護に関する指針

(1) 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 特別保護地区の指定目的

北檜山特別保護地区は、北檜山鳥獣保護区の西端に位置し、区域内には滝石ノ沢を始めとした小沢が流れ、水利に恵まれた地形である。ブナ、ミズナラ、トドマツ等が混交した針広混交林が広がり特に良好な林相を成しており、加えてツタウルシ、ヤマブドウ、スゲ等の下層植生を反映し、ムシクイ科、エゾライチョウ等の多様な鳥獣が生息しており、森林性の鳥獣の生息環境として特に好適である。

このため、当該区域は北檜山鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、当該区域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るため、特別保護地区に指定する。

(3) 管理方針

次のとおり

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を北海道環境生活部環境局自然環境課及び所在地を所管する総合振興局又は振興局の保健環境部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。）

地を所管する振興局の保健環境部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第633号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定した。

その区域を表示した図面は、北海道環境生活部環境局自然環境課及び所在地を所管する総合振興局又は振興局の保健環境部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。

令和3年9月28日

北海道知事 鈴木直道

- 1(1) 名 称 砂川特定猟具使用禁止区域
- 2(1) 名 称 野花南湖特定猟具使用禁止区域
- 3(1) 名 称 千歳湖特定猟具使用禁止区域
- 4(1) 名 称 室蘭特定猟具使用禁止区域
- 5(1) 名 称 苫東特定猟具使用禁止区域
- 6(1) 名 称 豊郷ダム特定猟具使用禁止区域
- 7(1) 名 称 樞法華特定猟具使用禁止区域
- 2(1) 名 称 野花南湖特定猟具使用禁止区域
- 2(1) 名 称 千歳湖特定猟具使用禁止区域
- 2(1) 名 称 室蘭特定猟具使用禁止区域
- 2(1) 名 称 苫東特定猟具使用禁止区域
- 2(1) 名 称 豊郷ダム特定猟具使用禁止区域
- 2(1) 名 称 樞法華特定猟具使用禁止区域
- (2) 区 域 次のとおり
- (2) 区 域 次のとおり
- (2) 区 域 次のとおり
- (2) 区 域 次のとおり
- (2) 区 域 次のとおり
- (2) 区 域 次のとおり
- (2) 区 域 次のとおり
- (3) 存続期間 令和3年10月1日から令和13年9月30日まで（10年間）
- (3) 存続期間 令和3年10月1日から令和13年9月30日まで（10年間）
- (3) 存続期間 令和3年10月1日から令和13年9月30日まで（10年間）
- (3) 存続期間 令和3年10月1日から令和13年9月30日まで（10年間）
- (3) 存続期間 令和3年10月1日から令和13年9月30日まで（10年間）
- (3) 存続期間 令和3年10月1日から令和13年9月30日まで（10年間）
- (3) 存続期間 令和3年10月1日から令和13年9月30日まで（10年間）
- (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

- 3(1) 名 称 鶴居幌呂特定猟具使用禁止区域
- 4(1) 名 称 北斗特定猟具使用禁止区域
- 5(1) 名 称 落石特定猟具使用禁止区域
- 8(1) 名 称 重内特定猟具使用禁止区域
- 9(1) 名 称 鶴居幌呂特定猟具使用禁止区域
- 10(1) 名 称 北斗特定猟具使用禁止区域
- 11(1) 名 称 落石特定猟具使用禁止区域
- (2) 区 域 次のとおり
- (2) 区 域 次のとおり
- (2) 区 域 次のとおり
- (2) 区 域 次のとおり
- (2) 区 域 次のとおり
- (2) 区 域 次のとおり
- (2) 区 域 次のとおり
- (3) 存続期間 令和3年10月1日から令和13年9月30日まで（10年間）
- (3) 存続期間 令和3年10月1日から令和13年9月30日まで（10年間）
- (3) 存続期間 令和3年10月1日から令和13年9月30日まで（10年間）
- (3) 存続期間 令和3年10月1日から令和13年9月30日まで（10年間）
- (3) 存続期間 令和3年10月1日から令和13年9月30日まで（10年間）
- (3) 存続期間 令和3年10月1日から令和13年9月30日まで（10年間）
- (3) 存続期間 令和3年10月1日から令和13年9月30日まで（10年間）
- (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を北海道環境生活部環境局自然環境課及び所在地を所管する総合振興局又は振興局の保健環境部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第634号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、富良野土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。

令和3年9月28日

北海道知事 鈴木直道

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏 名	住 所
就 任	令和 3. 9. 8	理 事	岩 渕 伸 人	空知郡中富良野町字中富良野東4線北15号
同	同	同	山 崎 康 司	同 上富良野町西4線北31号
同	同	同	本 間 敏 仁	同 中富良野町字中富良野東6線北4号
同	同	同	千 財 篤 昭	富良野市字東学田二区
同	同	同	姉 崎 俊 浩	空知郡中富良野町字中富良野東1線北17号
同	同	同	蜂 谷 紀 之	富良野市字東山728番地3
同	同	同	棟 方 英 樹	空知郡中富良野町字中富良野東6線北11号
同	同	同	高 橋 茂	富良野市字北布礼別

同	同	同	横山 慎太郎	空知郡上富良野町東5線北18号	より、夕張川水系土地改良区連合から、次のとおり役員の就任の届出があった。
同	同	同	本間 剛	富良野市字北扇山の2	令和3年9月28日
同	同	同	坂本 久志	空知郡中富良野町字中富良野東9線北86番地	北海道知事 鈴木 直道
同	同	同	関澤 章宏	富良野市字北大沼の2	就任年月日 理事・監事の別 氏 名 住 所
同	同	同	八巻 一	同 字老節布2963番地	令和3.9.3 監 事 田中 敏晴 夕張郡由仁町中三川304番地
同	同	監 事	前川 和則	同 字南扇山の1	同 同 中島 豊浩 同 栗山町字南学田398番地
同	同	同	殿山 雅彦	空知郡中富良野町字中富良野東7線北13号	
同	同	同	小田 知幸	同 上富良野町東6線北20号	
退 任	令和3.9.7	理 事	鈴木 弘美	富良野市字西達布2182番地	北海道告示第637号
同	同	同	菊地 信章	同 字西島沼の3	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。
同	同	同	千財 篤昭	同 字東学田二区	令和3年9月28日
同	同	同	井上 勝祐	同 字西扇山の1	北海道知事 鈴木 直道
同	同	同	高橋 茂	同 字北布礼別	1 土砂災害警戒区域の箇所番号
同	同	同	笹田 正	同 字東山778番地1	金山スキー場の沢川（Ⅱ－95－0720）
同	同	同	山崎 康司	空知郡上富良野町西4線北31号	2 土砂災害警戒区域の表示
同	同	同	横山 慎太郎	同 上富良野町東5線北18号	標津郡標津町字古多糠（次の図のとおり）
同	同	同	姉崎 俊浩	同 中富良野町字中富良野東1線北17号	3 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
同	同	同	北嶋 王三	同 中富良野町字中富良野東8線北14号	土石流
同	同	同	岩渕 伸人	同 中富良野町字中富良野東4線北15号	（「次の図」は省略し、その図面を北海道釧路総合振興局釧路建設管理部に備え置いて縦
同	同	同	本間 敏仁	同 中富良野町字中富良野東6線北4号	覧に供する。）
同	同	同	棟方 英樹	同 中富良野町字中富良野東6線北11号	
同	同	監 事	前川 和則	富良野市字南扇山の1	北海道告示第638号
同	同	同	小田 知幸	空知郡上富良野町東6線北20号	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。
同	同	同	殿山 雅彦	同 中富良野町字中富良野東7線北13号	令和3年9月28日
北海道告示第635号					北海道知事 鈴木 直道
土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第1項の規定により、浦臼土地改良区が					
管理する総富地頭首工に係る管理規程を認可した。					
令和3年9月28日					
北海道知事 鈴木 直道					
認可した管理規定の概要					
総富地頭首工の維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。					
北海道告示第636号					
土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第17項の規定に					

（「次の図」は省略し、その図面を北海道釧路総合振興局釧路建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）		一般競争入札	
公 表		6 一般競争入札の公告 令和3年7月27日付け北海道宗谷総合振興局告示第14号	
北海道人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年北海道条例第6号）第4条の規定により、令和2年度の北海道における人事行政の運営等の状況を次のとおり公表する。 なお、「次のとおり」については、北海道総務部行政局文書課行政情報センター並びに各総合振興局及び振興局（石狩振興局を除く。）の行政情報コーナーに備え置いて一般の閲覧に供するほか、北海道のホームページ（https://www.pref.hokkaido.lg.jp/）から閲覧することができる。 令和3年9月28日 北海道知事 鈴木直道		7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道宗谷総合振興局稚内建設管理部建設行政室建設行政課 (2) 所在地 稚内市末広4丁目2番27号	
総合振興局告示及び振興局告示		道 教 育 庁 教 育 局 告 示	
北海道宗谷総合振興局告示第17号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和3年9月28日 北海道宗谷総合振興局長 辻井宏文		北海道教育庁胆振教育局告示第58号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 令和3年9月28日 北海道教育庁胆振教育局長 山上和弘	
1 落札に係る物品等の名称及び数量 (1) ロータリ除雪車（1.5m／800t、6輪式、汎用ブレード、カブラ、油圧チップバック、二人乗り、草刈装置（ハンマーナイフ式）） 1台（ロータリ除雪車（130PS）1台と交換） (2) ロータリ除雪車（1.5m／800t、6輪式、油圧チップバック、二人乗り、カブラ、草刈装置（円盤式）） 1台（ロータリ除雪車（S6K）1台と交換）		1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 ア Chrome OS（胆振西部地域） 一式 71台分 イ Chrome OS（胆振東部地域） 一式 17台分 ア及びイについては、それぞれの入札とする。 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。 (3) 納入期日 令和4年3月31日（木） (4) 納入場所 入札説明書による。	
2 落札を決定した日 令和3年9月15日		2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 令和3年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。 (4) 当該調達をする物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。 (5) 当該調達をする物品に関し、標準仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。	
3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社NICHIGO (2) 住 所 札幌市手稲区曙5条5丁目1番10号		3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定によ	
4 落札金額 (1) 35,310,000円 (2) 33,220,000円			
5 契約の相手方を決定した手続			

る条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和3年9月28日(火)から同年10月11日(月)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の毎日午前9時から午後5時(最終日のみ午前11時)まで

イ 申請方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号
北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル3階大会議室B(送付による場合は、郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室)

(2) 入札日時 令和3年10月15日(金)午前11時(送付による場合は、同月14日(木)午後5時までに必着)

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

(1) この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

ア 名称及び数量

(ア) 北海道室蘭工業高等学校 CADシステム 一式

(イ) 北海道苫小牧工業高等学校 CADシステム 一式

イ 予定時期 令和3年10月頃(入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。)

(2) この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告

令和3年6月29日付け北海道教育庁胆振教育局告示第38号

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁胆振教育局のホームページ(<https://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ibk/index.html>)においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号)第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室

(2) 所在地 郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号

(3) 電話番号 0143-24-9889

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

a Chrome OS (Iburi Western region) 71 sets

b Chrome OS (Iburi Eastern region) 17 sets

B Bid tendering date and time : 11 : 00 A.M., October 15, 2021

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., October 14, 2021)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Iburi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kaigan-cho 1-chome 4-1, Muroran, Hokkaido 051-8558 Japan

Phone : 0143-24-9889

北海道教育庁上川教育局告示第87号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和3年9月28日

北海道教育庁上川教育局長 河野秀平

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
上川管内道立学校タブレット端末（クロームブック） 一式 57台分
- 2 落札を決定した日
令和3年9月10日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 富士電機 ITソリューション株式会社
(2) 住 所 東京都千代田区外神田6-15-12
- 4 落札金額
2,495,460円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
令和3年8月17日付け北海道教育庁上川教育局告示第66号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室
(2) 所在地 旭川市永山6条19丁目1番1号

北海道教育庁釧路教育局告示第46号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和3年9月28日

北海道教育庁釧路教育局長 相 川 芳 久

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
道立高等学校校務用システムパーソナルコンピュータ 一式 39台分
- 2 随意契約の相手方を決定した日
令和3年9月8日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所
(1) 氏 名 株式会社トーワ
(2) 住 所 釧路市光陽町11番7号
- 4 随意契約に係る契約金額
5,855,850円
- 5 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 6 随意契約によった理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道教育庁釧路教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 釧路市浦見2丁目1番1号

北海道教育庁釧路教育局告示第47号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和3年9月28日

北海道教育庁釧路教育局長 相 川 芳 久

- 1 入札に付する事項
(1) 調達をする物品等の名称及び数量
ア 釧路管内道立学校物品（タブレット端末） 一式 81台分
イ 釧路管内道立学校物品（タブレット端末） 一式 11台分
ア及びイについては、それぞれの入札とする。
(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
(3) 納 入 期 日 令和4年3月31日（木）
(4) 納 入 場 所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
(1) 令和3年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。
(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
(4) 当該調達をする物品に関し、仕様書の記載の要件等を満たしていることを事前に証明した者であること。
(5) 当該調達をする物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
ア 申 請 の 時 期 令和3年9月28日（火）から同年10月14日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しな

ければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 085－0835 釧路市浦見2丁目1番1号 北海道教育庁釧路教育局道立学校運営支援室 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道教育庁釧路教育局道立学校運営支援室 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 釧路市浦見2丁目1番1号 北海道釧路総合振興局別館釧路教育局会議室（送付による場合は、郵便番号 085－0835 釧路市浦見2丁目1番1号 北海道教育庁釧路教育局道立学校運営室） (2) 入 札 日 時 令和3年10月27日（水）午前10時（送付による場合は、同月26日（火）までに必着） (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 6 入 札 保 証 金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。 7 一連の調達契約に関する事項 この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告 令和3年6月18日付け北海道教育庁釧路教育局告示第33号 8 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 4に同じ。 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 なお、北海道教育庁釧路教育局のホームページ（https://www.dokyo1.pref.hokkaido.lg.jp/hk/krk/）においてダウンロードすることができる。 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。 10 落札者と契約の締結を行わない場合 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。 11 そ の 他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織	<table><tr><td> (1) 名 称 北海道教育庁釧路教育局道立学校運営支援室 (2) 所 在 地 郵便番号 085－0835 釧路市浦見2丁目1番1号 (3) 電 話 番 号 0154－43－9274 12 Summary A Nature and quantity of the products to be procured : a Tablet Device 81 sets b Tablet Device 11 sets B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., October 27, 2021 (If mailed, bids must arrive no later than October 26, 2021) C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Kushiro District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Urami 2-chome 1-1, Kushiro, Hokkaido 085-0835 Japan Phone : 0154-43-9274 </td></tr><tr><td> 道 公 安 委 員 会 規 則 </td></tr><tr><td> 北海道警察国有物品管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和3年9月28日 北海道公安委員会委員長 小 林 ヒサヨ 北海道公安委員会規則第11号 北海道警察国有物品管理規則の一部を改正する規則 北海道警察国有物品管理規則（昭和40年北海道公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。 第4条第2項、第5条第2項及び第6条中「もつて」を「もって」に改める。 第8条第1項中「良好なる」を「良好な」に改める。 第9条、第10条第1項及び第2項並びに第11条第3項中「もつて」を「もって」に改める。 第12条第1項中「もつぱら」を「専ら」に改め、同条第2項中「押印」を「使用職員名を記載」に改める。 第13条の見出し中「返れい」を「返戻」に改め、同条中「なくなつた」を「なくなった」に、「返れい」を「返戻」に改める。 第14条第1項及び第3項、第15条第1項及び第3項並びに第17条中「もつて」を「もって」に改める。 第22条中「あつた」を「あった」に、「もつて」を「もって」に改め、「して押印」を削る。 </td></tr></table>	(1) 名 称 北海道教育庁釧路教育局道立学校運営支援室 (2) 所 在 地 郵便番号 085－0835 釧路市浦見2丁目1番1号 (3) 電 話 番 号 0154－43－9274 12 Summary A Nature and quantity of the products to be procured : a Tablet Device 81 sets b Tablet Device 11 sets B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., October 27, 2021 (If mailed, bids must arrive no later than October 26, 2021) C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Kushiro District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Urami 2-chome 1-1, Kushiro, Hokkaido 085-0835 Japan Phone : 0154-43-9274	道 公 安 委 員 会 規 則	北海道警察国有物品管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和3年9月28日 北海道公安委員会委員長 小 林 ヒサヨ 北海道公安委員会規則第11号 北海道警察国有物品管理規則の一部を改正する規則 北海道警察国有物品管理規則（昭和40年北海道公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。 第4条第2項、第5条第2項及び第6条中「もつて」を「もって」に改める。 第8条第1項中「良好なる」を「良好な」に改める。 第9条、第10条第1項及び第2項並びに第11条第3項中「もつて」を「もって」に改める。 第12条第1項中「もつぱら」を「専ら」に改め、同条第2項中「押印」を「使用職員名を記載」に改める。 第13条の見出し中「返れい」を「返戻」に改め、同条中「なくなつた」を「なくなった」に、「返れい」を「返戻」に改める。 第14条第1項及び第3項、第15条第1項及び第3項並びに第17条中「もつて」を「もって」に改める。 第22条中「あつた」を「あった」に、「もつて」を「もって」に改め、「して押印」を削る。
(1) 名 称 北海道教育庁釧路教育局道立学校運営支援室 (2) 所 在 地 郵便番号 085－0835 釧路市浦見2丁目1番1号 (3) 電 話 番 号 0154－43－9274 12 Summary A Nature and quantity of the products to be procured : a Tablet Device 81 sets b Tablet Device 11 sets B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., October 27, 2021 (If mailed, bids must arrive no later than October 26, 2021) C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Kushiro District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Urami 2-chome 1-1, Kushiro, Hokkaido 085-0835 Japan Phone : 0154-43-9274				
道 公 安 委 員 会 規 則				
北海道警察国有物品管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和3年9月28日 北海道公安委員会委員長 小 林 ヒサヨ 北海道公安委員会規則第11号 北海道警察国有物品管理規則の一部を改正する規則 北海道警察国有物品管理規則（昭和40年北海道公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。 第4条第2項、第5条第2項及び第6条中「もつて」を「もって」に改める。 第8条第1項中「良好なる」を「良好な」に改める。 第9条、第10条第1項及び第2項並びに第11条第3項中「もつて」を「もって」に改める。 第12条第1項中「もつぱら」を「専ら」に改め、同条第2項中「押印」を「使用職員名を記載」に改める。 第13条の見出し中「返れい」を「返戻」に改め、同条中「なくなつた」を「なくなった」に、「返れい」を「返戻」に改める。 第14条第1項及び第3項、第15条第1項及び第3項並びに第17条中「もつて」を「もって」に改める。 第22条中「あつた」を「あった」に、「もつて」を「もって」に改め、「して押印」を削る。				

自 至	年	月	日	(印)	自 至	年	月	日	(印)
	年	月	日	(印)		年	月	日	(印)

年 月 日 印	年 月 日 印	年 月 日 印	を
年 月 日 (記録者名)	年 月 日 (記録者名)	年 月 日 (記録者名)	に

年 月 日 印	年 月 日 印	年 月 日 印	を
---------	---------	---------	---

年 月 日 (記録者名)	年 月 日 (記録者名)	年 月 日 (記録者名)	に
--------------	--------------	--------------	---

年 月 日 印	年 月 日 印
年 月 日 (記録者名)	年 月 日 (記録者名)

別記第6号様式（第12条関係）

[illegible]

2 備品を返納又は供用換えをするときは、この保管書を当該備品に添えて行うもの

とする。

3 規格は、A列4番縦長とする。

別記第7号様式中

年 月 日 印	年 月 日 印	年 月 日 印	を
---------	---------	---------	---

年 月 日 (記録者名)	年 月 日 (記録者名)	年 月 日 (記録者名)	に
--------------	--------------	--------------	---

改める。

別記第8号様式及び別記第9号様式中「印」を削る。

別記第11号様式その2中「受領印」を「使用職員名」に改める。

別記第12号様式を次のように改める。

別記第12号様式（第22条関係）

年 月 日 作成
引 継 書
物品出納（供用）簿 冊
物品出納（供用）関係書類
名 称 冊
〃 冊
〃 冊
上記帳簿及び帳簿記載の物品を引継ぎする。
年 月 日

前任物品出納（供用）員

官職 氏 名

後任物品出納（供用）員

官職 氏 名

注 規格は、A列4番縦長とする。

附 則

- この規則は、令和3年10月1日から施行する。
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道警察国有物品管理規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の北海道警察国有物品管理規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第431号

昭和43年北海道警察本部告示第23号（交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区）の一部を次のように改正し、令和3年10月1日から施行する。

令和3年9月28日

北海道警察本部長 扇 澤 昭 宏

別表北見方面美幌警察署の部津別の項を次のように改める。

津 別		同 津別町 字旭町7番地	同 津別町字旭町、字大通、字1条通、字東2条、字東3条、字東4条、字西2条、字西3条、字西4条、字本町、字幸町、字緑町、字新町、字柏町、字共和、字豊永、字美都、字上里、字活汲、字東岡、字岩富、字最上、字達美及び字高台
-----	--	-----------------	--

別表北見方面美幌警察署の部活汲の項を削る。

北海道警察本部告示第432号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和3年9月28日

北海道警察本部長 扇 澤 昭 宏

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
事故分析GIS及び交通事故情報公開システムの賃貸借 一式（1月当たりの単価）
- 2 落札を決定した日
令和3年9月13日
- 3 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏 名 株式会社HBA
 - (2) 住 所 札幌市中央区北4条西7丁目1番地8
- 4 落札金額
494,670円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
令和3年7月30日付け北海道警察本部告示第355号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課
 - (2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目

正 誤

○令和元年7月5日（本号第18号）

北海道告示第468号（救急病院及び救急診療所の認定の一部改正）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ 欄 行

5 左 10

誤 「広尾郡広尾町公園通南4丁目1番地」を「広尾郡広尾町公園通南4丁目1番地13」に改める。

正 「広尾郡広尾町公園通南4丁目1番地 平成32. 6.30」を「広尾郡広尾町公園通南4丁目1番地13 令和 4. 6.30」に改める。